

大 個 審 第 2 号  
( 答 申 第 4 2 号 )  
平成 1 5 年 5 月 2 1 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会  
会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成 1 5 年 5 月 1 4 日付け雇対第 1 0 3 6 号で諮問のありました「人材情報提供システムホームページ」における大阪府個人情報保護条例第 8 条第 3 項に規定する通信回線により結合された電子計算機を用いた個人情報の実施機関以外への提供禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、諮問の内容を適当なものと認めましたので、答申します。

記

- 1 本件提供に係る個人情報については、収集の際に、あらかじめ本人に対し、提供の目的、提供する情報の種類や修正、削除等自己情報のコントロール権行使の方法など「人材情報提供システム」における個人情報の取扱いについて適切に説明し、明確な本人同意を確実に得ること。
- 2 ID番号及びパスワードの本人付与に当たっては、本人に対し、第三者供与の禁止を徹底すること。
- 3 本システムにおいては、職を求める個人の情報がインターネットに登載されることに鑑み、外部の者による情報の書き換え等が起こることのないような仕組みを設けて適正に管理するとともに、職員の ID やパスワードの管理等システムの管理について規約を定め、担当職員に周知徹底して確実にこれを運用するなど、本システムの業務におけるセキュリティ対策に万全を期すること。